

岩手県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、奥州市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成23年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1(1) 種類 地域地区（用途地域）
 - (2) 名称 奥州都市計画用途地域
- 2(1) 種類 地域地区（特別用途地区）
 - (2) 名称 奥州都市計画特別用途地区
- 3(1) 種類 地域地区（高度利用地区）
 - (2) 名称 奥州都市計画高度利用地区
- 4(1) 種類 地域地区（準防火地域）
 - (2) 名称 奥州都市計画準防火地域
- 5(1) 種類 都市計画施設（道路）
 - (2) 名称 3・3・4号向畑久保線、3・4・5号南丑沢谷地明円線、3・4・6号新小路竜ヶ馬場線、3・4・10号小石田東袖ノ目線、3・4・11号久田前田中線、3・4・14号福原北上野線、3・4・15号林前見分森線、3・4・16号上小谷木下川端線、3・5・19号秋葉町真城が丘線、3・5・20号花園町前田線、3・5・22号南桜沢北上野線、3・5・23号向畑宝柳木線、3・5・24号向畑麦屋線、3・5・25号森御山下線、3・5・28号三本木東中通り線、3・5・31号天文台通り西田線、3・4・32号落合松長根線、3・4・34号中町小境線、3・4・35号下惣田境畑線、3・4・36号川原崎下川原線、3・4・37号高畑佐野線、3・4・38号三百刈田天神堂線、3・4・40号中堰観音堂沖線、3・5・41号南町大通り線、3・5・42号栄町向山線、3・5・43号池向八日市線、3・4・47号新町線、3・4・48号駅通線、3・4・50号押切赤面線、3・4・51号中央線、3・4・52号七日町裏向田線、3・4・53号駅東中央線、3・4・54号駅東通線、8・5・1号川原町南大通り線、8・7・2号下惣田中央線、8・7・3号一日市下線
- 6(1) 種類 都市計画施設（公園）
 - (2) 名称 2・2・1号睦公園、2・2・2号高台公園、2・2・3号水の口公園、2・2・4号北野公園、2・2・5号真城が丘東公園、2・2・6号真城が丘西公園、2・2・7号秋葉公園、2・2・8号泉公園、2・2・9号太日通り東公園、2・2・10号久保公園、2・2・11号向畑公園、2・2・12号谷地明円公園、2・2・13号太日通り西公園、2・2・14号マイアイネタウン中央公園、2・2・15号マイアイネタウン東公園、2・2・16号台町公園、2・2・17号大通り公園、2・2・18号下川原公園、2・2・19号前中野公園、2・2・20号栄町公園、2・2・21号八日市公園、2・2・22号向山西公園、2・2・23号向山北公園、2・2・24号向山南公園、2・2・25号下惣田公園、2・2・26号塔ヶ崎児童公園、3・3・1号大鐘公園、3・3・2号慶徳公園、3・3・3号堀ノ内公園、3・3・4号根岸公園、3・3・5号お物見公園、4・3・1号下惣田ふれあい公園
- 7(1) 種類 都市計画施設（緑地）
 - (2) 名称 1号藤橋緑地
- 8(1) 種類 都市計画施設（汚物処理場及びごみ焼却場）
 - (2) 名称 汚物処理場及びごみ焼却場
- 9(1) 種類 都市計画施設（火葬場）
 - (2) 名称 1号胆江地区広域火葬場
- 10(1) 種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
 - (2) 名称 水ノ口土地区画整理事業、水沢駅前地区土地区画整理事業、羽田地区土地区画整理事業、大町東南地区土地区画整

理事業、袋町地区土地区画整理事業、横町地区土地区画整理事業、姉体地区土地区画整理事業

11(1) 種類 市街地開発事業（第一種市街地再開発事業）

(2) 名称 中央地区第一種市街地再開発事業

12(1) 種類 地区計画等（地区計画）

(2) 名称 アイネタウン地区、大畑地区、下惣田地区、前沢北地区